

京都市告示第386号

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場及び補助競技場，京都市体育館及び京都市市民スポーツ会館の指定管理者である財団法人京都市体育協会から，京都市西京極総合運動公園条例第4条・京都市体育館条例第4条・京都市市民スポーツ会館条例第4条の規定に基づき，当該施設に係る供用しない日の変更について次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成22年1月6日

京都市長 門川大作

1 京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場及び補助競技場

平成22年1月20日から平成22年1月21日までを供用しない日に含む。

2 京都市体育館，京都市市民スポーツ会館

平成22年1月20日を供用しない日に含む。

(理由)

各施設の電気設備点検を行うため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)